

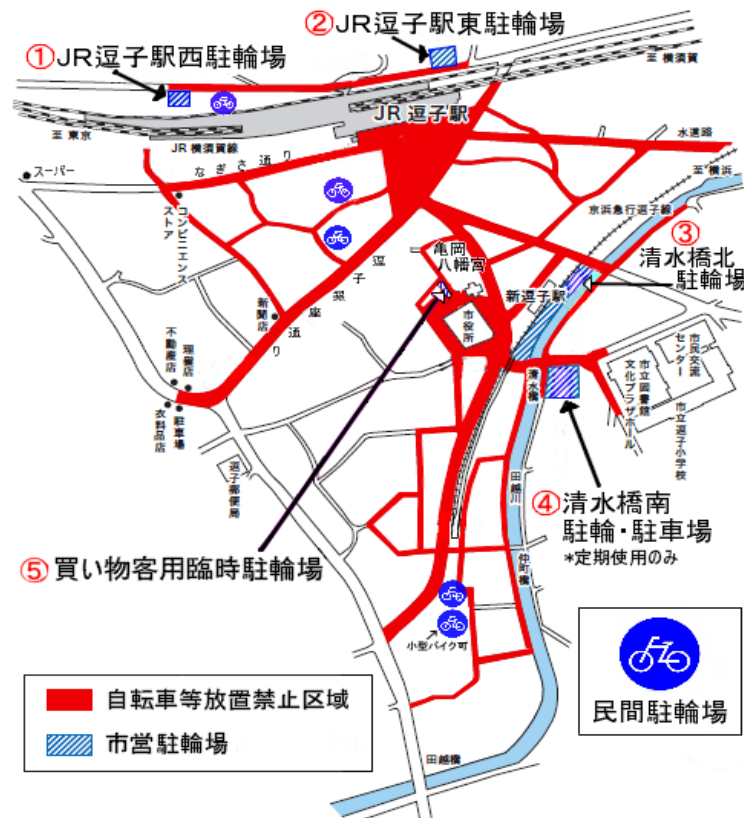
STOP! 自転車・バイクの放置

生活安全課より
お知らせ

★ 逗子駅周辺は平日以外も放置自転車等の移動を始めています！

市では自転車等放置禁止区域内に放置されている自転車などに警告札を付けたり、移動などを行ったりしています。今までは平日のみ実施していましたが、逗子駅周辺については7月から平日以外の一部の日も移動を行っています。

返却時には自転車 1,000 円・オートバイ 2,000 円の移動費用を納めていただきます。自転車等は放置せず、市営・民間の駐輪場を利用しましょう。



★ 買い物客用臨時駐輪場をリニューアルしました。

商店街で買い物をされる方用の「買い物客用臨時駐輪場」をリニューアルし、8月20日（木）にオープンしました。フェンス等を改修し、利用しやすくなりました！

- 開設時間：10時から17時30分まで
- 料金：無料
- 駐輪可能車両：自転車・原動機付自転車
- 収容台数：約100台
- 場所：市役所北側（逗子5丁目1006-12）



本号は、「歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン」の4つの基本目標（2）適切な自転車利用ができる環境づくりに関することを中心に掲載しました。

平成27年9月

歩行者と自転車のまちづくりニュース 第7号

歩行者と自転車を優先するまちづくりに向けて

発行：歩行者と自転車を優先するまちワークショップ

事務局：逗子市 環境都市部 環境管理課

クルマ中心から公共交通、
自転車、徒歩で・・・という
生活に転換してみましょう。



平成27年6月1日から改正道路交通法が施行されました。

自転車の運転に関して、信号無視などの一定の危険行為をくり返した場合、更に自転車を運転して交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、自転車運転者講習の受講を義務付けることとなりました。

自転車は、便利で環境にもやさしい乗り物です。けれども、交通ルールやマナーを無視した乱暴な運転をしていると、交通事故の加害者として相手に大きな障害を負わせたり、命を奪うなど悲惨な事故につながります。また、刑罰だけでなく、高額な損害賠償を請求された事例もあり、被害者のみならず、加害者本人やその周囲の方にも大きな影響を及ぼします。

自転車は車両です。車両の運転者としての責任を自覚し、交通ルールをしっかりと守って、安全に利用しましょう！

実際にあった損害賠償事例

事例1：携帯電話に気を取られ、歩行者に衝突

夜間、無灯火の自転車を運転していたAさん（高校生）が、携帯電話に気を取られ、前を歩いていた女性に背後から衝突。女性は歩行困難となった。

Aさんの賠償金額 約5,000万円（平成17年横浜地裁判決）

事例2：保護者の注意や指導が不十分と指摘された、小学生の自転車事故

自転車で坂道を下っていた小学校5年生が、前方不注意で高齢歩行者と衝突し、脳に重い障害を負わせ寝たきりの状態とさせた。児童に十分な指導・注意をしていたとはいえないとし、保護者の監督義務違反を認めた。

保護者の賠償金額 約9,500万円（平成25年神戸地裁判決）

※万が一の事故に備えて自転車保険に加入するようにしましょう。

これが「危険行為」の14項目

あなたはいくつルールを知っていますか？

平成27年6月1日から自転車運転中に講習の対象となる危険行為を繰り返すと、自転車運転者講習を受けることとなります（14歳以上の者）。これは違反切符による取締りまたは交通事故を3年以内に2回以上繰り返した場合が対象です。受講命令に違反した場合は、5万円以下の罰金が科せられます。

今回、講習の対象となる「危険行為」14項目は以下の通り。

◆◆◆ 対象となる危険行為 14項目 ◆◆◆

- 1 信号無視
- 2 通行禁止違反
- 3 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 4 通行区分違反
- 5 路側帯通行時の歩行者通行妨害
- 6 遮断踏切立入り
- 7 交差点安全進行義務違反等
- 8 交差点優先車妨害等
- 9 環状交差点の安全進行義務違反
- 10 指定場所一時不停止等
- 11 歩道通行時の通行方法違反
- 12 制御装置（ブレーキ）不良自転車運転
- 13 酒酔い運転
- 14 安全運転義務違反



自転車は道路交通法上は「軽車両」となります。誰もが受講対象者とならないために、みなさん一人ひとりが交通ルールを遵守することが何よりも大事になってきます。

自転車だと街をもっと楽しめる！

第7回ツール・ド・逗子 盛り上がりました！

平成27年6月7日（日）に、第7回ツール・ド・逗子（主催：歩行者と自転車のまちを考える会）が今年も開催されました。

「環境にやさしい自転車で周るスタンプラリーで地域再発見！」をテーマに、市内および鎌倉・三浦半島の20か所のポイントから4か所以上を回るのんびりポイントラリーです。三浦半島サミット認定事業として、『自転車半島宣言』冊子掲載のマップを用いたロング・ミドルコースを設置。また今年は逗子の景観資産認定箇所もクイズポイントに。自転車の交通安全講習を受けた230名を超える参加者は、さわやかな新緑の季節に気持ち良く体を動かしました。フードや逗子の物産ブースが並ぶスタート会場にも多くの来場者が！

6月1日の道交法改正を受け、「市内の自転車での正しい走り方についてもっと詳しく知りたい」との声も多数。「景観が良かった！」「新しいお店を見つけた！」など新しい発見もあり、今年も盛り上がりました！



自転車交通安全教室 募集！

自転車を利用される方でも、自転車の交通ルールと聞かれると、「よくわからない。」「知りたい。」という方がたくさんいらっしゃると思います。

自転車交通安全教室は、子どもから高齢者までの幅広い年齢を対象として、自転車の基本的な通行ルールの浸透をはかるための自転車教室です。自転車の交通ルールやマナーを楽しく学びましょう！

平成27年7月13日（月）、聖マリア幼稚園の保護者の方を対象とした自転車交通安全教室を開催し、逗子警察署の警察官に丁寧に指導していただきました。

ご希望の方は、仲良しグループでも、町内会のイベントでも、自転車が乗れるスペースがあれば開催できますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ窓口 逗子市環境管理課
046-873-1111（代）

